

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（パイプライン新設事業）雉子尾地区）を行うことについて平成28年6月29日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成28年7月26日から同年8月15日まで縦覧に供する。

平成28年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造